

## キリスト者の自由

### I コリント 7 章 17～24 節

はじめに

7 章では結婚と離婚のことが扱われています。これは結婚に関する聖書の標準的な教えではなく、追加の教えであり、コリント教会の問題への対処です。コリントの教会には、淫らな行いがあるかと思えば、結婚における禁欲主義がありました。淫らと禁欲は真逆のようですが、神が与えた「からだ」を大切にしないという点が共通していました。パウロは強く独身を勧めています。これは結婚の否定ではなく、私のように独身で主に仕えるのはよいことだという勧めでした。正統的ユダヤ人であるパウロは、律法学者の常として結婚していただろうと考える学者も多く、妻を亡くしたか、パウロの回心により離れてしまったのかもしれないとも考えました。もしそうであれば 10～16 節の教えは彼の経験に裏打ちされた内容となります。そうではないとしても、離婚を禁じた主イエスの教えをふまえて、パウロは、結婚においても離婚においても神の主権を覚えるよう諭します。信者である夫や妻により、未信者の妻や夫が「聖なるものとされている」、子どもは「聖なるものである」とは、積極的な見方です。夫や妻が未信者なので問題だ、ではなくすでに神の祝福が始まっていることに目を留めよ、というのでした。いずれにしても、7 節に「一人ひとり神から与えられた自分の賜物があるので、人それぞれの生き方があります」ということでした。今日は、その続きです。

#### 1、 召されたときのままの状態（17 節）

17 節でパウロは、結婚、独身、離婚をめぐるテーマから、この世でのキリスト者の生き方の一般原則に話を進めます。

17 節「ただ、それぞれ主からいただいた分に応じて、また、それぞれ神から召されたときのままの状態です。私はすべての教会に、そのように命じています。」

一般原則は、「それぞれ主からいただいた分に応じて、また、それぞれ神から召されたときのままの状態です」です。カトリックのシスターでノートルダム清心学園の理事長を務めた渡辺和子さんの『置かれた場所で咲きなさい』（1989 年）は、まさにこのことを教える名著です。

自分を取りまく環境を変えようともがいても何も変わらないのですが、自分

が変わると環境も変わるのです。クリスチャンになると人生は変わります。それは、神との関係が変わるからです。神に背を向けていたのが、神に向かって生きるようになります。自己中心から、神を愛し隣人を愛そうと思いが変わるのです。神に愛されていることがわかると、恐れと不安と孤独が、信仰と希望と愛に変わります。

国籍や性別、家族、あるいは障がいなど、変えたいと思っても変えがたいことがあります。住居や職場や人間関係などは変えようと思えば変えられなくもないのですが、それでも変えがたいものです。

I テサロニケ 5 章 16～18 節に「いつも喜んでいなさい。絶えず祈りなさい。すべてのことにおいて感謝しなさい」とあります。喜べる状況ではない、感謝できる状況ではない、でも喜べるし、感謝できるというのがクリスチャンの不思議なところなのです。

私たちは、与えられた環境を変える可能性がより大きくなった時代に生きていますが、「主からいただいた分」や、「それぞれ神から召されたときのままの状態」ということに目を留めたいものです。パウロの時代には決定的に変えがたいことがありました。パウロはその代表的な二つのことを例として挙げます。一つは「割礼」、もう一つは「奴隷」です。

## 2、 割礼のあるなし (18～20 節)

18～20 節「召されたとき割礼を受けていたのなら、その跡をなくそうとしはけません。また、召されたとき割礼を受けていなかったのなら、割礼を受けてはいけません。割礼は取るに足りないこと、無割礼も取るに足りないことです。重要なのは神の命令を守ることです。それぞれ自分が召されたときの状態にとどまっていなさい。」

私たちにはピンとこないところですが、この当時のユダヤ人にとっては、割礼のあるなしは、決定的な違いでした。ユダヤ人に男の子が生まれたら、8 日目に性器の先の皮を少し切る、これが割礼です。これが神の民のしるしとなります。ユダヤ人にとっては最も重要なことなのですが、パウロは「割礼は取るに足りないこと、無割礼も取るに足りないことです」と言い切ります。これはユダヤ人であることを考えると、驚くべきことです。

ちなみに、クリスチャンのしるしは洗礼に変わりました。ユダヤ人もギリシア人も、男も女も、罪を悔改めて、イエス・キリストを信じ、信仰を告白して洗礼の恵みに与ります。これは神のからだである教会に加えられるしるしであり、すべての信じる者に与えられる恵みです。

### 3、 奴隷と自由人 (21～24 節)

次は奴隷と自由人です。

21～22 節「あなたが奴隷の状態で召されたのなら、そのことを気にしてはいけません。しかし、もし自由の身になれるなら、その機会を用いたらよいでしょう。主にあって召された奴隷は、主に属する自由人であり、同じように自由人も、召された者はキリストに属する奴隷だからです。」

21 節の後半「もし自由の身になれるなら、その機会を用いたらよいでしょう。」は、解釈が分かれるところです。この文章の動詞は「用いよ」ですが、何を「用いよ」なのか目的語がありません。ですから教会共同訳は「自由の身になれるとしても、そのままいなさい」と訳し、別訳として、「自由の身になれるなら、自由になりなさい」と脚注に記しています。新改訳 2017 は逆に、脚注に「自由の身になれるとしても、むしろそのままいなさい」という別訳を紹介しています。

どうしましょう。文脈からすると「自由の身になれるとしても、むしろそのままいなさい」の方が自然です。しかし、「もし自由の身になれるなら、その機会を用いたらよいでしょう」という挿入句が入ることもあり得ます。

ここは決定的なことは言えません。しかし、確かに言えることは、奴隷であるか自由人であるか、この世的に考えれば決定的な違いですが、キリスト者にとっては本質的なことでも、決定的なことでもないということです。

割礼の有無は取るに足りないこと、奴隷か自由人かということも、気にしなくてよいのです。環境を変えがたい時代にも環境を超える生き方ができたとも言えますし、このような考えが変えるべき環境を継続させたとも言えるでしょう。ですから、同じキリスト教でも今に至るまで考え方に幅が生まれました。アメリカでは奴隷制度の是非をめぐって南北戦争が起こりました。奴隷制度はなくなっても人種差別は残りました。マルチン・ルーサー・キング牧師は人種差別を明確に否定しましたが、ビリー・グラハムは人種差別に反対しつつ、公民権運動には参加しませんでした。

私はこの点では、差別された側のマルチン・ルーサー・キング牧師が正しかったと思います。ビリー・グラハムは差別する側において穏健に過ぎたと思います。これは教訓です。

話を聖書時代に戻すと、奴隷制度が明確にあった時代に、教会は奴隷制度を超えて、神の前には奴隷も自由人もないと考えた。これが驚くべきことであつたと思います。パウロは、コロサイの教会のピレモンにかつて奴隷であつたオ

ネシモを兄弟として受け入れるよう手紙を書きました。「もはや奴隷としてではなく、奴隷以上の者、愛する兄弟としてです」(16節)。

#### 4、 キリスト者の自由

ルターは『キリスト者の自由』に冒頭、二つの命題を記します。

「キリスト者は、すべての人の上に立つ自由な君主であって、何人にも隷属しない。キリスト者は、すべての人に仕える僕であって、すべての人に隷属する」

ルターは、神の恵みに応えるキリスト者の生き方を「キリスト者の自由」と呼びました。誰にも支配されない「自由な者として、すべての人に仕える」これが、キリストの自由であり、キリスト者の自由です。私たちは「自由な者」になりたいけれど、「すべての人に仕える」のはまっぴらだと思いがちです。しかし、すべての人に仕える、というところにキリストの自由があるのです。

23～24節「あなたがたは、代価を払って買い取られたのです。人間の奴隷となつてはいけません。兄弟たち、それぞれ召されたときのままの状態、神の御前にいなさい。」

代価とは十字架の犠牲、十字架の贖いです。買い取られた私たちは、人間の奴隷となつてはいけません。神の奴隷とならなければいけません。私たちと神の間に誰か別の人が入って、私の命令に従うことが神に従うことだ、と言つてはなりません。支払われた代価の尊さを知る者は、人間の奴隷になつてはいけないし、神の奴隷にならなければいけません。

パウロはⅡコリント9章7節で言います。「一人ひとり、いやいやながらでなく、強いられてでもなく、心で決めたとおりにしなさい。神は、喜んで与える人を愛して下さるのです。」

おわりに

パウロは今日の箇所を繰り返しました。17節「それぞれ神から召されたときのままの状態を歩むべきです」。20節「それぞれ自分が召されたときの状態にとどまっていなさい」。24節「兄弟たち、それぞれ召されたときのままの状態、神の御前にいなさい」

これが、結婚や離婚も含めて、神の前に生きる一般原則です。この原則を尊びながら、杓子定規ではなく「一人ひとり神から与えられた自分の賜物があるので、人それぞれの生き方があります」と教えるのが聖書です。みこころにかなう主の弟子となつて参りましょう。